

第448回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開 催 日 時	令和5年7月11日 火曜日 10時00分～11時01分					
開 催 場 所	石川県福祉文化会館 2階					
出席委員	公益代表委員	粟田 真人	木村 弘	高見 俊也	長澤 裕子	本間 学
	労働者代表委員	徳本 喜彰	増田 明朗	南 芳雄	村上 和幸	山田とき美
	使用者代表委員	尾崎 良一	眞田 昌則	敷波 利子	橋本 政人	深見 正裕
	欠 席 委 員	なし				
	事 務 局	長嶋労働局長 岡村労働基準部長 南出賃金室長 石間賃金指導官 春名賃金調査員 西宮労災・労働保険調査員				
議 題	<p>1.開会</p> <p>2.石川労働局長挨拶</p> <p>3.議題</p> <p>(1) 石川県最低賃金の改正決定について</p> <p>①石川県最低賃金の改正決定について（諮問）</p> <p>②関係労働者及び関係使用者の意見聴取について</p> <p>③専門部会委員の選出について</p> <p>④最低賃金審議会令第6条5項の適用について</p> <p>⑤令和5年度の最低賃金審議会の改正審議日程について</p> <p>⑥石川県最低賃金専門部会の公開について</p> <p>(2) その他</p> <p>①資料説明</p> <p>②その他</p> <p>4.閉会</p>					
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり 					

令和5年度 第448回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和5年7月11日（火）

10時00分～11時01分

石川県福祉文化会館 2階

【事務局】指導官 報道関係者の方にご案内いたします。

テレビカメラ等による撮影につきましては、会議の冒頭、諮問文の交付までとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。諮問文の交付の際の撮影につきましては、事務局よりご案内いたします。

それでは、定刻になりましたので、第448回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。第55期委員による初めての審議会となりますので、会長、会長代理が選任されるまで、事務局で進行させていただきます。また、本日の審議会は公開となっており、傍聴希望者は5名おります。

次に、辞令につきましては、各委員の机の上に置かせていただいておりますので、お名前等のご確認をお願いいたします。委員の皆様方の名簿は、お手元の資料1ページとしてお付けしております。第55期では、新たに、公益代表に長澤委員、労働者代表に山田委員を任命させていただきます。新しく委員に就任されました、長澤委員、山田委員から順に一言申し上げます。

【長澤委員】 長澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山田委員】 イオンリテールワーカーズユニオン山田でございます。みなさんよろしくお願いいたします。

【事務局】指導官 続いて、事務局を紹介させていただきます。石川労働局長の長嶋、労働基準部長の岡村、賃金室長の南出、調査員の春名、西宮、そして、私、賃金指導官の石間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、長嶋労働局長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】局長 本日はご多用のところ第448回石川地方最低賃金審議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。また、皆様におかれましては、日ごろから労働行

政全般に渡りまして、ご理解とご協力を賜っておりますことに心より感謝申し上げます。さて、最低賃金制度につきましては一定水準を下回っている低賃金を解消し、労働条件の改善を図ると共に労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保するなど期待されまして、国民経済の健全な発展に寄与するとしていただいております。先月 30 日には厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対しまして本年度の地域別最低賃金の改定の目安につきまして、6 月 16 日に閣議決定されたところの新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針 2023 に配意した調査審議を求める旨の諮問を行ったところであります。その際厚生労働大臣からは冒頭、政府として人への投資を強化し三位一体の労働行政を進め物価高に打ち勝つ、持続的で構造的な賃上げの実現を目指す、その環境整備に取り組んでいく、物価高や人手不足の背景に今年の春季労使交渉の賃上率約 30 年ぶりの高い伸び率となっており、この賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規労働者や中小企業にも波及させていくには、最低賃金による底上げも必要である。今年は、全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、最低賃金審議会ですっきりと議論を行うことなどの発言があったと聞いております。

当審議会におきましては、こうした状況を十分に考慮していただくとともに、審議会方式により決定する最低賃金額につきましては、労使の意見が一致することで強制権を行使する上での説得力を補強することとなることから、本年度におきましてもできますれば、全会一致による採決が得られますよう、審議を尽くしていただきたく、皆様方には更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

【事務局】指導官 次に、委員の出欠状況について、ご報告申し上げます。

本日は全委員にご出席いただいております。現在、15 名中 15 名の出席で、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数である全委員の 3 分の 2 以上、又は公労使各側委員の 3 分の 1 以上を満たしておりますので、本日の会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議題 3（1）会長及び会長代理の選任についてに移らせていただきます。

会長及び会長代理の選任につきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項及び第 4 項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するという手続きになっていますが、当審議会におきましては、従来から公益委員で協議された上で推挙された方をご承認いただく方法をとっています。

今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】 (異議なし)

【事務局】指導官 異議なしということですので、慣例に従いまして進めさせていただきます。公益委員の方からの推挙をお願いいたします。

【木村委員】 公益委員会議にて協議した結果、会長に高見委員を、会長代理に栗田委員を推薦します。この件について、承認をお願いします。

【各側委員】 (異議なし)

【事務局】指導官 ご承認をいただきましたので、会長は高見委員、会長代理には栗田委員にお願いしたいと思います。

それでは、これより先は、高見会長に進行をお願いいたします。

なお、恐れ入りますが、会長代理の栗田委員と長澤委員の座席の移動をお願いいたします。

【高見会長】 高見でございます。どうぞ今年もよろしくお願い申し上げます。今ほど長嶋局長からお話ございましたように、最低賃金につきましてはその意義と申しますか、重要性が益々高まっていると認識しております。今年も厳しい審議は予想されますけれども労使双方の皆様のご意見を十分に承りまして、より良い結果が出るように誠心誠意努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名したいと思います。公益委員側は、私、高見が行います。労働者側は、南委員をお願いいたします。使用者側は、橋本委員をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

まず、議題3(2)①の石川県最低賃金の改正決定についてですが、事務局から諮問をお願い致します。

【事務局】局長 石川地方最低賃金審議会、会長高見俊也殿。

最低賃金の改正決定について、諮問。

最低賃金法昭和34年法律第137号第12条の規定に基づき、石川県最低賃金昭和55年石川労働基準局最低賃金公示第1号の改正決定について、新しい資本主義

のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版令和 5 年 6 月 16 日閣議決定及び経済財政運営と改革の基本方針 2023 同日閣議決定に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

(諮問文手交)

【高見会長】 ただ今、諮問をお受けいたしました。

【事務局】 指導官 諮問文の写しは、お手元の資料 3 ページでございますので、ご確認ください。
それでは、恐れ入りますが、報道関係者の方には、これ以降のカメラ等による撮影・録音についてはご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。

【高見会長】 諮問文の写しをご確認いただけましたでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、今回の諮問内容につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 室長 6 月 16 日に閣議決定された「骨太の方針 2023（経済財政運営と改革の基本方針 2023）」では、最低賃金について、今年是全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行うこと。また、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図ることとされているところです。
一方、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業が賃上げできる環境整備が重要であり、適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進、業務改善助成金等による中小企業の生産性向上支援策の推進などについて、政府全体として取り組んでいるところで、この政府の取り組みを視野に入れながら、目安は、これらに配意した上で審議されるよう厚生労働大臣から中央最低賃金審議会へ諮問されているところであります。当石川地方最低賃金審議会においても、これらに配意した審議となるようお願いいたします。

【高見会長】 ただ今の点につきまして、何かご質問等がありましたらご発言をお願いいたします。

労働者側の皆さんよろしいでしょうか。使用者側の皆さんよろしいでしょうか。
それでは、次に、議題 3（2）②関係労働者及び関係使用者の意見聴取についてに移りたいと思います。石川県最低賃金の改正についての諮問を受け、今後、調査

審議を行うにあたりまして、関係労働者と関係使用者の意見を聞くことが必要となりますので、その手続きについて事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】指導官 それでは、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく、関係者からの意見聴取について説明いたします。

最低賃金審議会の条文につきましては最低賃金決定要覧の 144 ページにも掲載されておりますが、抜粋したものを資料として、資料 9 ページにお付けしております。最低賃金法第 25 条第 5 項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされていることから、一定期日までに審議会に意見書を出すべき旨を公示することとなります。公示日は、本日 7 月 11 日火曜日に行います。意見書の提出期日につきましては、令和 5 年 7 月 26 日水曜日といたします。

また、併せて最低賃金法第 25 条第 6 項では、「最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとする。」とされております。意見聴取は、公示によって提出された意見書によるほか、審議にあたってその意見を直接聴く必要があると認められる場合には、会議の場でその意見を聴くとされておりますので、よろしくをお願いいたします。

【高見会長】 それでは、意見聴取につきましては、ただ今の説明のとおり取扱うこととしてよろしいですか。

【各側委員】 （異議なし）

【高見会長】 それでは、事務局で公示の手続を進めてください。
何かこの点について、ご質問等がありませんでしょうか、よろしいでしょうか。
次に、議題（2）③専門部会委員の選出についてに移ります。

改正決定の調査審議につきましては、石川県最低賃金専門部会を設置して行うこととなりますが、専門部会の設置につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局】指導官 専門部会委員の任命・手続き等について説明申し上げます。最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により石川県最低賃金専門部会を設置し、専門部会の委員については、最低賃金審議会令第 6 条において、専門部会は公労使各 3 名以内の同数をもつ

て組織することとなっております。公益委員の代表については労働局長が任命し、労働者代表委員、使用者代表委員については、関係労働組合又は関係使用者団体から推薦のあった候補者のうちから労働局長が任命することになっております。労使各委員の候補者の推薦については、本日7月11日火曜日付けをもって推薦の公示を行います。推薦の締切日は、7月26日水曜日を予定しております。

【高見会長】 よろしくお願いいたします。

次に、本審議会の運営小委員会の設置につきまして確認しておきたいと思えます。運営小委員会は、石川地方最低賃金審議会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要に応じ開催することとし、今年度も設置するというところでよろしいでしょうか。

【各側委員】 (異議なし)

【高見会長】 運営小委員会の公労使各3名の委員につきましては会長が指名することになっておりますが、慣例によりまして労使各側から推薦をお願いしたいと思います。

はじめに、労働者側の皆さんいかがでしょうか。

【南委員】 私と、徳本委員、村上委員とします。

【高見会長】 はい、それでは使用者の皆さん推薦お願いします。

【橋本委員】 尾崎委員、敷波委員、橋本でお願いします。

【高見会長】 はい、それではただいま推薦いただきましたとおり、労働者側は、南委員、徳本委員、村上委員ということでお願いいたします。使用者側は、橋本委員、尾崎委員、敷波委員でお願いします。公益委員は、私高見の他に、粟田委員、木村委員を指名させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題3(2)④最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてに移ります。最低賃金審議会令第6条第5項について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 室長 最低賃金審議会令第6条第5項について説明をいたします。条文につきましては、抜粋したものを資料として、資料10ページにお付けしております。

最低賃金審議会の意思決定は、原則的には総会の議決によってなされるべきであ

り、専門部会を置いた場合においても、当該専門部会の意思決定がそのままでは最低賃金審議会の意思決定にはならず、改めて最低賃金審議会の議決を経て、初めて意思決定となるものですが、最低賃金審議会令第6条第5項には「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と記されております。

従いまして、事前の審議会での議決があれば最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるものとされており、同項を適用することにより全会一致での結審となった場合には、後日、改めて審議会の決議が不要となります。

【高見会長】

ただ今の説明につきまして、皆様いかがでしょうか。

労働者側の皆さんよろしいですか、使用者側の皆さんよろしいですか。公益の皆さんよろしいですか。

それでは専門部会における決議が全会一致で行われる場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を運用いたしまして、「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」としたいと考えますが、いかがでしょうか。

【各側委員】

(異議なし)

【高見会長】

ご異議なしということですので、それぞれの専門部会における決議が全会一致で行われる場合に限りまして、最低賃金審議会令第6条第5項を運用し、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることといたします。

続きまして、議題3(2)⑤令和5年度の最低賃金の改正審議日程について事務局から説明願います。

【事務局】 指導官

お配りしております資料11ページをご覧ください。令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表を、あわせて資料13ページに昨年度の審議会開催状況を示す令和4年度石川地方最低賃金審議会開催状況を参考としてお付けしております。次回の第449回の審議会において、目安金額の伝達を予定しております。今後の中央最低賃金審議会の審議予定でございますが、現在、事務局では、7月末頃には、目安が示されるとの見通しを持っております。併せて、事前の皆様にお聞きした日程調整の結果を考慮しますと中央最低賃金審議会の目安を受ける形で、7月31日月曜日午前9時30分からの開催を考えております。

10月1日発効を目指す場合には、令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表に示されているとおり、8月7日月曜日までに答申要旨の公示日を設

ける必要がございます。専門部会の開催日程につきましては、7月31日から8月4日金曜日までの間に4回の専門部会開催は必要であると判断し、8月7日月曜日までに答申をいただき、発効日は10月1日を目指すこととしたいと考えております。

審議会・専門部会の開催予定につきましては、委員限り資料としてお付けさせていただきますので、これをご確認いただければと思っております。ご承認をお願いしたいと思っております。

【事務局】 室長

ただ今の日程説明について補足説明をさせていただきたいと思っております。審議日程につきましては事前に各委員の皆様方にお聞きした予定表をすり合わせできる限り一番出席率のいい日を設定させていただこうと思っておりました。全委員15名が揃う日がなかなかございまして、5月に提出いただいた予定表をご確認させていただいた結果一番揃う日を事務局で選ばさせていただきました。中にはご都合のつかない委員の方もおられてお叱りをうけました。この点につきましてはお詫び申し上げます。この後もし、7月31日に目安が示される前提での予定とさせていただいておりますが、昨年もございましたように中央でもし目安が31日までに示されず8月にずれ込むような事態となった場合には日程の再調整を考えさせていただきます。それで、今日委員の皆様にお配りしました今後の審議日程表のところで8月8日と10日を予備日と案内させていただいております。なお7月31日に目安が示されない場合にはこの31日本来開催予定の本審も変更になる可能性があるということも併せてお話しておきたいので、またご理解とご協力をお願いしたいと思います。

【高見会長】

只今、事務局からは、中央最低賃金審議会の目安の答申の見通し、10月1日発効を念頭においた審議日程の案が説明されました。現時点での皆様のご都合等はいかがでしょうか。大変きつい日程になってしまいました。ご都合おありかと思っておりますけどご協力お願いしたいと思いますし、中央の審議も去年も遅れましたけど、どうなるかわからないということで変更の可能性もあるということ、ご了承いただければ幸いです。現状ではこれでよろしいですか。

【各側委員】

(異議なし)

【高見会長】

それでは、日程につきまして皆様のご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、議題3(2)⑥石川県最低賃金専門部会の公開について事務局から説

明お願いいたします。

【事務局】 指導官 令和5年4月6日に、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告において取りまとめられました、地方最低賃金審議会における専門部会の議事の公開について、中央最低賃金審議会においては、公・労・使の三者が集まり議論を行う部分については、公開することが適当であるとの判断が示されました。このことを受けまして、当審議会の今後の対応について、ご検討をお願いしたいと思います。

【事務局】 室長 補足説明をさせていただきたいと思います。中賃では公労使の三者が集まり議論する部分は公開するのが適当との結論に至ったと4月6日の全員協議会報告を受けて当局の審議会での取り扱いについて意見を伺いたいと思っております。これまで当専門部会においては、金額部分の関係もあることから非公開として取り扱ってきたところですが、現在中央では6月30日第1回目小委員会が開かれております。この部分において中賃が4月6日にとりまとめた全員協議会報告のとおりですね、三者が集まる部分で集まって議論する部分については公開としているというところでございます。また当局含めてブロック内の局、新潟、富山、石川、福井この各局に状況を、今後の取り扱い状況を確認したところ、ほぼ中賃と同様の形で三者が集まって議論する部分については部分公開にしていく方向で進んでいるということもお聞きしております。つきましては当局においても本日委員の皆様方から三者が集まって議論する部分について中賃と同じように部分公開していいかどうかというところをご確認させていただきたいと思います。

また7月31日目安伝達の予定でおりますがこの会議のとおりの中賃の方で、示される目安についての、中賃の藤村会長によるメッセージ動画を各委員の皆様にご視聴いただく予定も今後考えております。先月、中賃の石川局視察というのがございまして6月15日木曜日には森八さんの専光寺工場、和菓子の製造工場ですがこちらを工場見学、それから会社概要等説明、中賃委員による質疑応答があったと。翌16日には今日ご出席の委員の方も何名かご出席いただきましてたけれども、中賃委員による意見交換、まず公益側、続いて労働者側、使用者側と意見交換をいただいたと。当日、藤村会長から今後専門部会の公開についてどのようにお考えでしょうかとご質問をいただきました。各委員それぞれ答えをいただきましたが、当日ご出席いただいてない委員の方もおられましたので改めてご確認をさせていただきたいと思います。

【高見会長】 ただいま説明ありました、専門部会の公開につきまして皆様のご意見を伺いたいと思います。まず、労働者側の皆さんいかがでしょうか。

【南委員】 最初と最後の部分であれば問題はないと思います。

【高見会長】 最初と最後というのは、日程上の最初と最後ですか、それとも各部会の冒頭と。

【南委員】 最初の1回目と4回目です。

【高見会長】 1回目と4回目ということですか。わかりました。労働者側のみなさん、他よろしいですか。

使用者側のみなさんいかがでしょうか。

【橋本委員】 使用者側は三者、公益と労働者側、使用者側が集まっている会議については公開してもいいのではないかと思います。それは回数ではなくて毎回です。

【尾崎委員】 さっきブロックの状況をお話しされましたけども、部分公開というのはどういうことを指すのですか。

【事務局】 室長 部分公開というのは、各局によって取り扱いがいろいろございまして、橋本委員がおっしゃいますように毎回三者の部分公開するという局もあれば南委員が発言されたように1回目と4回目の部分だけ公開するという、大半が部分公開というところが多いと認識しております。

【尾崎委員】 毎回部分公開ということ。

【事務局】 室長 三者が集まって議論する、最初と真ん中と最後の部分ですかね、三者が集まる部分について公開すると。

【尾崎委員】 三者が集まるっていつも三者、専門部会はずっと三者。

【高見会長】 専門部会でこの場で三者集まって議論する場、公開すると。ただし休憩に入ってもその間も打合せする時は、というそういうことです。

【尾崎委員】 そういうことですね。

【高見会長】 はいわかりました。公益委員のみなさんどうでしょうか。

【栗田委員】 公益としてというよりも、個人的な考え方になりますけれども、情報公開の流れもあるので、一定程度の公開というのは今後必要になっていくだろうと思いますし、それが中央最賃の方でも議論がそういうことなので審議に支障ない範囲で石川地方最低賃金審議会も公開という流れはやむを得ないのかなと考えております。その範囲なんですけども、中央最賃の方もそうなので三者が議論される場ということについてはそこは公開してもさほど支障がないのではなかろうかと、それは最初と最後、毎回の専門部会の三者議論する場、集まって議論する場ということの公開ということでよろしんじゃないかと、私自身は考えております。

【高見会長】 ご意見伺いましたところ、毎回公労使三者集まる場では公開していいんではないかと意見が使用者側公益委員側から出たところでございます。それは中央の審議会もその方式でやってるとおりなんです。

 すいません、色々ご配慮いただきまして、そうしましたら、石川の場合は専門部会毎回三者公労使が意見協議する場につきましては公開するという事で次回からそういう方式でよろしいでしょうか。

【各側委員】 （異議なし）

【高見会長】 それでは次回からそのように運用させていただくということで、事務局の方で準備をお願いいたします。

 それでは次に議題3（3）①の資料説明に入りたいと思います。配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 室長 本日、配布させていただいた資料につきましては、次第と一緒にお付けした資料の第55期委員の名簿から令和4年度の業務改善助成金関係までの資料と、別冊1と別冊2の資料となっております。

 まず、次第と一緒にお付けした資料についてご説明しますと、1ページから13ページまでの資料については、本日の議題の際に説明をさせていただいておりますので省略をさせていただきます。15・16ページには、石川県最低賃金額と特定最低賃金額の過去の審議状況の推移について資料としてお付けしております。資料

17 ページまでには、令和 4 年度の全国の業務改善助成金の申請及び交付決定件数と当局の令和 4 年度の申請・交付決定件数の内訳をお付けしております。

次に、資料の別冊 1、2 について、説明をいたします。別冊 1 は、主に県内の経済指標を取りまとめたものをお付けしております。

まず、2023 の賃金改定状況として、春闘の妥結状況等の資料をお付けしております。1 ページから 2 ページには、連合石川さんが集計された資料で、6 月 30 日発行のものとなります。6 月 30 日 15 時時点での妥結金額は加重平均で 9,384 円、賃上げ率 3.44%となっております。この数字は 1993 年に次ぐ 30 年ぶりの水準となり、金額面では昨年を 3,852 円上回っていると記載されております。3 ページから 4 ページまでには、石川県経営者協会さんが集計された資料で、6 月 1 日時点のものとなります。事業規模別、地区別での調査結果が記載されております。5 ページから 8 ページまでには、石川県中小企業団体中央会の情報連絡員の皆さんが 5 月の景況の変化とその原因や現状等について、製造業、非製造業に分け、さらに業種ごとに調査された内容がわかりやすく記載されている資料となります。9 ページ以降には、内閣府、北陸財務局、日本銀行金沢支店、石川県から発表されているものをそれぞれ、お付けしております。内閣府発表の資料は、全国規模で見た経済状況を、北陸財務局の発表の資料は北陸 3 県の経済状況を、日本銀行金沢支店、石川県から発表されている資料については、県内の経済状況を示す資料となっております。

別冊 2 の 1 として、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会あてに諮問した諮問文の写しをお付けしております。

次に、別冊の 2-2 には、中央最低賃金審議会の第 1 回の目安小委員会に配付された資料をお付けしております。

最後に、別冊の 2-3 には、去る 6 月 29 日に全労連東海北陸地方協議会さんから石川労働局長及び石川地方最低賃金審議会会長あての要請をお受けしました。当最低賃金審議会会長あてでもあったことから、本日、資料としてお付けしております。これらの資料は、今後の審議の参考にしていただければと思います。

【高見会長】

ただいまの資料説明について、ご質問等おありではありませんか。

労働者側のみなさんよろしいですか。使用者側のみなさんよろしいですか。公益のみなさんよろしいですか。

それではご質問等ないようですので、委員の皆様におかれましては、これらの資料を持ち帰られまして、ご覧いただき今後の審議の参考としていただきたいと思います。

その他、これまでの審議に関連いたしまして、各委員の方から、何か質疑等がありでしたらご発言お願いいたします。労働者側のみなさんよろしいでしょうか。使用者側のみなさんいかがですか。公益のみなさんいかがですか。

それではないようですので、議題3(3)の②その他ですが、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

【事務局】指導官 本日、お配りしました資料につきましては、次回以降の審議会では同じものは配付しない予定ですので、お手元のファイルをご活用の上、お持ちいただきますようお願いいたします。

次回の第449回本審議会は、7月31日(月)曜日午前9時30分から、金沢駅西合同庁舎2階共用第2会議室で開催いたします。

次回の本審議会も公開とします。

以上をもって、本日は終了とします。